

第 5 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和5年10月30日(月) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 2時 50分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	24名 農業委員 1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 2番 荻原 完一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 7番 高沢 良満 8番 丹羽 康博 10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一 [遅刻委員] [中座委員] [早退委員]
欠席委員	1番 金子 博一 9番 中村 耕一郎
議事参与	5名 事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史 次長 今泉 勝浩 係長 栗原 理笑子 主査 春原 純子
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 5件 第17号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第18号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請 について 委員会処分 1件 第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 6件 日程第4 報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第5回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員9名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、9番坂本委員及び10番星野昭彦委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第16号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が5件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい、事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号14番、15番、16番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

営農下部では太陽光発電の事業者が柿の栽培を行っております。

営農状況といたしましては、渋柿(蜂屋柿)が植え付けされており、柿の木がややまばらでありましたが、剪定や下草等の管理がされておりました。

収穫については、2年後には本格的に柿の実の収穫を始める見込みとこのことでございます。

受付番号17番、18番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、この件について10月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

4番農業委員 はい。

議長 はい。4番川口委員。

4番農業委員 4番川口でございます。今月26日に、4番木村推進委員と事務局2名、計4名で現地調査に行つてまいりました。報告いたします。

14番について、場所は新里支所の東に位置しまして、県道桐生大間々線から少し北側に入った所になります。営農型太陽光発電の更新ということですが、柿が植えてありました。作付状況はあまりよくなく、まだ実はなっておりませんでした。雑草等の処理はきれいにされておりました。これから木を成長させる努力をしてもらえれば何ら問題はないかと思ひます。続きまして

15番と16番は場所が近隣ですので一緒に説明をさせていただきます。ここも営農型太陽光発電の更新なんですけれども、ここは柿の木はまあまあ出来具合でしたが、14番と同様まだ実はなっておりませんでした。また雑草等の処理もきれいにされておりました。柿の実がなるにはまだまだ時間がかかると思ひますが、今後も管理をよくしてもらえれば何ら問題はないかと思ひます。次に17番。場所は黒保根の下田沢で、申請者は申請地を南に下りたところにある住宅を取得して、そこに住みながら申請地を管理していくそうです。申請地にはブルーベリーの木が植えてありまして、今年は収穫できたのではないかと思ひます。また来年も引き続き収穫をしてもらえればいいのではと思ひます。このまま管理をしていってもらえれば何ら問題はないかと思ひます。続きまして18番。これも下田沢の件ですが、場所は複数筆ありあちこちに散らばっている状態です。申請者は申請地の一つの近くに住んでおり、ここは野菜が栽培されておりました。傾斜もありましたが、うまく利用されているようでした。そこから少し離れた筆に関しましては竹やぶが茂っておりました。今後重機を入れて畑にするとのことなので、近隣の人たちも助かるのではないかと思ひます。ちなみに竹やぶの筆の南側にも自分の農地があるそうなんです、そこにも重機を入れて作付けができるようにしてくれたそうですので、ここもきれいにしてくれるのではと思ひます。他の筆に関しましては木が生えてしまっている状態でしたが、重機を入れて耕作ができるようにしてくれるとのことなので、何ら問題はないかと思ひます。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願ひします。

7番推進委員 はい。

議長 はい。7番高沢推進委員。

7番推進委員 7番推進委員高沢でございます。17番について、この件につきましては私の家の裏側の住宅を取得する方のものでして、地区としてどんどん人口が減っ

て農地がなくなってきた中で、移住を考えて引っ越しをしてきて耕作をしてくれることはいいことだと思いますので、みなさんのご審議をよろしく願います。

議長 はい。ほかにございますか。  
それでは質疑に移ります。  
ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

第16号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が5件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。  
よって、第16号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第17号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局  
議長  
事務局

はい。議長。

はい、事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号4番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について10月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

4番農業委員  
議長

はい。

はい。4番川口委員。

4番農業委員 4番川口でございます。引き続き報告をさせていただきます。裏面の地図を見ていただきますと分かると思いますが、場所は新里の赤城という地区でして、赤城運動広場の南になります。この筆の面積は小さいのですが、北側の隣接地も一体利用をするそうです。その件につきましては後の18号議案と19号議案に出てきますのでよろしくお願ひします。畑としては現在耕作されておりました。南向きの四角い土地でいい場所なんです、運動施設とするには日当たりがよくていいのではないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。  
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願ひします。  
ないようですので、これより質疑に移ります。  
ご質問はありませんか。

11番農業委員 はい。

議 長 はい。11番中島委員。

11番農業委員 11番中島です。一体利用をする土地につきましては申請者が自費で購入をするのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 隣接地につきましてはそのような予定となっております。以上です。

議 長 ほかにございますか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第17号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

よって、第17号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第18号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願ひます。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

この計画変更申請につきましては、農地法の転用許可を受け、所有権の移転

を受けた者が、転用行為を実行せず、かつ、許可取り消しが困難な場合に、必要となる手続きでございます。

受付番号4番の申請地につきまして、平成5年1月に農地法第5条の許可を受けまして、転用許可前の所有者から当初の転用計画者に売買で許可が行われておりますが、計画していた事業が中止となったことから、許可取り消しではなく、新たに申請者が高齢者用運動用地として利用するため、計画変更申請が提出されたものでございます。

当初の計画では、当初計画者が園芸用植樹の植林用地及び管理人棟建設用地として利用する予定でしたが、当初計画者の都合により予定していた計画の実行が困難となってしまったということでございます。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第19号議案受付番号28番で高齢者用運動用地として5条の農地転用許可申請もされております。

これは、申請地が農地のままであるため、先程の5条許可の計画変更申請と併せて、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて必要となるものでございます。なお、先ほど審議をさせていただいた第17号議案と一体利用を考えているとのことですので。

農地法の運用上から、それぞれ2つの申請が提出されることとなりますが、ご審議いただく内容は同一のものとなります。

この第18号議案では、平成5年1月に許可となっております、群馬県指令（中農）第455号の計画を変更することについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議 長

以上、事務局より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

2番農業委員

はい。

議 長

はい。2番杉戸委員。

2番農業委員

2番杉戸です。平成5年の許可ということは30年前ですか。

事務局

はい。

2番農業委員

前に許可が出てからここはこれまでずっと畑で使っていたのですか。それとも遊休地のような感じだったのですか。

議 長

はい。事務局。

事務局

申請地の現状につきましては草が生えてしまっていて、耕作されている状況でもなければ管理をされているような状況でもありませんでした。以上です。

2番農業委員

じゃあ木を植えた形跡もないわけですか。

事務局

木を植えた形跡は見当たりませんでした。

2番農業委員

分かりました。

議 長 ほかにありますか。

10番農業委員 はい。

議 長 はい。10番星野昭彦委員。

10番農業委員 10番星野です。17号議案と18号議案の関係で、17号議案では180㎡で、18号議案ではそれに隣接した農地が927㎡となっておりますが、これはそれぞれ別のものですよね。180㎡の土地は元々このような細長い土地だったのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 この土地につきましては、申請地西側の土地から分筆をされています。以上です。

13番農業委員 はい。

議 長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 13番矢内です。申請者の高齢者施設はどこにあるのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 申請者の高齢者施設ですが、所在地は申請者の住所にありまして、そこで母親と一緒に介護事業を営んでいます。主な事業内容として訪問介護や介護者の運送事業などを行っているとのこと。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(なしの声)

それではないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第18号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を計画変更申請のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

よって、第18号議案は計画変更申請のとおり承認されました。

日程第3 第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が6件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

まず、受付番号33番ですが、こちらの申請につきましては申請者の都合により申請が取下げとなりましたので審議を保留とさせていただきます。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号27番、28番、29番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号30番、31番、32番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地であります。営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った、一時的な利用に供するものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれは無いと考えられ、許可基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上27番から32番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 続きまして、この件について10月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

4番推進委員 はい。

議長 はい。4番木村推進委員。

4番推進委員 4番推進委員木村でございます。10月26日に4番川口委員と事務局2名とで、現地調査をしてまいりましたので、ご報告させていただきます。第19号議案の受付番号27番につきまして、場所は梅田ふるさとセンターの北側に位置しておりまして、山林用地として転用したいとのこと。道側の部分には植樹をするとのことなので問題はないかと思えます。次に受付番号28番ですが、先ほど審議を行った17号議案の隣接地となり、一体利用をするとのことなので問題はないかと思えます。次に受付番号29番ですが、場所は新里の板橋の交差点を北上し、国道353号線から少し入ったところになります。現在は耕作放棄地となっております。奥には畑があり、大雨のときに雨水が入らないように対策を行うとのことなので問題はないかと思えます。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

12番農業委員 はい。

議長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。受付番号27番につきまして、譲受人の住所が相生町となっておりますが、実家は梅田町の方で、現在も週一回は実家に行って山の仕事や周囲を管理している状態です。この地区は市街化調整区域で他に何もできな

いところとなっております、地元民としては山とそこを流れる桐生川の水を大事にしたいとの思いがありますので、みなさんのご審議をお願いします。

議長 はい。ほかにございますか。

(なしの声)

それでは質疑に移ります。ご質問は、ございますか。

では私から一つ質問を。受付番号27番の申請地について、どのくらいの価格で売買されるのですか。

事務局 売買価格につきましては110万円となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。委員のみなさんから意見はありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が6件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員ございます。

よって、第19号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 報告第7号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第7号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については2件ございました。

いずれも内容については記載のとおりございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上ございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第7号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、続きますので、報告8号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局  
議長  
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については9件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第8号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後2時50分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

-----  
9 番

-----  
10 番  
-----